

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う ボランティア活動保険の加入手続きにかかる特例対応について（期間延長）

平素より、本会の活動に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて新年度を迎え、ボランティア活動保険の加入手続きのため、多くの人々が社協の窓口に来所することが予想されますが、現在、感染が拡大している新型コロナウイルスのさらなる感染を防止する観点から、関係者が来所することなくボランティア活動保険に加入できるよう、FAX および電子メール等による「加入申込書」の提出および保険料後納を認める特例対応を下記のとおり実施することといたしました。

記

1. 特例対応による加入手続きの変更点

本来、ボランティア活動保険の補償期間は、「加入申込書」に保険料を添えて、申込んだ翌日午前0時からとしています。本特例対応では次のとおりとします。

- ①「加入申込書」をFAX・メール等で受領した場合も、担当窓口での加入申込と同様の取扱いとすることを可能といたします。
- ②上記①により加入を認めた場合、保険料が後納となっても、「加入申込書」受領の翌日午前0時より補償期間とすることを可能といたします。

2. 特例対応の対象者

前年度より継続してボランティア活動保険に加入希望の団体・個人とします。
※令和2年度に初めて加入を希望する団体・個人は可能な限り窓口にて加入手続きをしてください。

3. 特例対応の期間

令和2（2020）年4月1日（水）～令和2（2020）年5月29日（金）
※保険料の支払いについては、令和2年5月29日（金）17時15分までに社会福祉協議会の窓口宛てにお願いいたします。（お釣りのないようにご準備ください）

【問い合わせ先】

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
ボランティアセンター担当 原田、津田、鶴巻